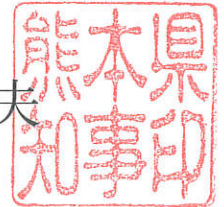


平成24年 4月 2日

徳田建築工房

徳田 俊成 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



一般 建設業の許可について (通知)

平成 24年 3月 13日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	熊本県知事 許可(般-24) 第 17234号
許可の有効期間	平成24年 4月 2日から平成29年 4月 1日まで
建設業の種類	建築工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成29年 3月 2日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)